

共産党再要望項目一覧

平成27年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
1. 教育について	
(1) 鳥取養護学校での「看護師全員退職問題」への対応について	
①鳥取養護学校の問題は、保護者や看護師の責任ではなく、対応する体制が築けなかった学校や教育委員会に責任があることを明確にし、まずは、教育が受けられなくなった子どもや保護者に対して謝罪をすること。特にいまだに学校に來ていない子どもがいるが、子どもの教育を受ける権利が失われている状態であり、保護者との関係改善と医療的ケア体制をつくり、一日も早く子どもが学校に來られるようにすること。また取り急ぎ、教員と看護師も含めた学校全体で、子どもの状態を共通理解し、教育にあたる体制を整えること。	<p>8月21日に開催された保護者説明会で、これまでの教育委員会の対応について謝罪したところである。学校看護師の確保は必要数に達していないが、中央病院等からの応援により、すべての児童生徒が通学できる環境は整えている。</p> <p>ただし、医療的ケアが必要な児童生徒の保護者に対して、月1回程度・2時間程度、学校に來ていただき、ケアの実施に御協力いただくよう依頼している。</p> <p>なお、児童・生徒個人別の医療的ケアに関する手順書の再点検を行うなど、学校全体で共通理解し、教育にあたる体制を整備している。</p>
②教育と医療を分断するのではなく、子どもを中心にすえて、教育の一環としての教員による「医療的ケア」の意義を、県教委や学校現場、医療関係者で共通認識とすること。	教員に対する研修を今後実施する予定である。
③教員の医療的ケアの「第3号研修」ができるよう、「登録研修機関」を設け、教員の研修を行うこと。	教員が医療的ケアに対する知識を学ぶことは重要であると考えているが、「第3号研修」を実施するかどうかは今後検討する。
④大阪府立交野支援学校のように、「医療的ケア」の申請の流れを学校内につくること。	大阪府立交野支援学校の取組を含め、他県の例も参考にしながら、体制整備を図っていきたい。
⑤教室と離れた「医療ケアルーム」で「医療的ケア」を行うのは、移動にも時間がかかり、教育が中断する。養護教諭と看護師が一緒にいる「ナースステーション」をつくり、そこから看護師が教室に出かけて、教師とともに「医療的ケア」を行う体制をつくること。	安全な医療的ケアの実施のためには、ケアルームでの実施を基本と考えているが、児童生徒の状態に応じて、教室でも実施している。
⑥鳥取大学で教員免許を取得する学生に対し、「医療的ケア」の研修を行うこと。	鳥取大学へ要望するかどうか今後検討する。
⑦教育委員会の責任で、不足している看護師や教員の体制整備を行うこと。学校現場の教師に負わせることがないようにすること。	学校とも連携しながら、教育委員会が責任を持って体制整備を行う。

要望項目	左に対する対応方針等
⑧学校内のヒヤリハットの事例は、学期末報告ではなく、その都度、報告と公表をすること。	事務の効率性も考え、学期末報告としているが、事案の内容によってはその都度の報告と公表についても検討したい。
(2) 教育をとりまく環境は複雑さと困難さを増している中で、教師の多忙化も進んでいる。解決のためには、少人数学級をすすめ、教師が一人ひとりの子どもたちに丁寧にかかわれる環境を整備することが必要である。30人以下学級をすすめること。	国に対して、本年度も7月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育の推進について要望した。 また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校3～6年、中学校2・3年の35人学級を行ったところである。拡充した少人数学級の成果や課題、また、適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。
(3) 学校教育法の中には、「情緒障がい」や「発達障がい」の規定がなく、特別支援学校に入りづらい状況が生まれている。学校教育法を、すべての障害児の教育を保障するものへと改定するよう求めること。	「情緒障がい」、「発達障がい」に対しては、特別支援学級や通級指導教室で対応しているところである。今後も障がいの状況に応じた教育をしていきたいと考えており、現時点では法改正を求めることは考えていない。
(4) 特別支援学校の単一障がい学級の定員を6名から5名に、特別支援学級の定員を7名から6名にすること。また特別支援学校の重度重複学級は、マンツーマンが必要な子どもが増えており、教員が研修等で抜ける場合の対応が困難となっているため、いっそうの教員の配置増を図ること。	公立小・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、鳥取県では国の基準である1学級あたりの児童・生徒数8人を7人としているところである。また、3以上の学年で構成されている特別支援学級を有する学校に対して、非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げについては考えていない。 特別支援学校においては、国の学級編制基準に準じているが、指導にあたっては、チームティーチングなど1学級複数の教員で指導・支援を行っている状況であり、編制基準の引き下げについては考えていない。
(5) 「不登校」や様々な問題を抱えている子どもたちに適切に対応するため、スクールカウンセラーを全校に配置すること。	スクールカウンセラーについては、すべての市町村立中学校に配置（大規模校には複数配置）し、校区小学校の相談にもあたっている。各県立学校にもスクールカウンセラーを配置しており、すべての学校の相談に対応できる体制を整えている。
(6) 高校通学費や学校給食費の補助をすること。市町村補助に県が上乘せすること。	県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助は考えていない。 また、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされており、補助については考えていない。
(7) 高校授業料は、元の「無償化」にもどすよう求めること。現在の「就学支援金」制度は、27年度対象者の85.5%にとどまっている。権利ある子どもたちがもれることがないよう、100%でない原因を明らかにし、申請手続きの支援をすること。また「奨学給付金」も同様に申請もれがないよう対策をとること。	授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。 なお、所得制限を超える者に対しては、制度上、高等学校等就学支援金を支給することはできないため、支給率を100%とすることは困難だが、支給されるべき者に確実に支援金が支給されるよう、適切な事務処理に努めたい。

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>高校生等奨学給付金については、県内の中学3年生の生徒とその保護者に対して制度を周知するとともに、高等学校等への進学後は、生徒が在学する学校と連携をとりながら支給漏れがないように手続を行っている。また、県政だよりやホームページにも掲載して広く周知をしている。</p>
<p>(8) 返済不要の給付製奨学金制度をつくること。現状の奨学金返済助成制度の対象を広げること。</p>	<p>平成26年度から高等学校等に通う市町村民税所得割額非課税世帯を対象とした給付金交付事業を開始したところであるため、給付型の奨学金制度については、当該給付金事業の実施状況を踏まえながら、国の動向などの情報収集に努め、対応を検討していきたい。</p> <p>また、鳥取県未来人材育成奨学金支援事業については、当面は人材不足が著しい業種への就業者を対象とするが、関係団体・企業の意向、基金への協力、波及効果や雇用情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを行うこととしている。</p>
<p>(9) 競争教育を助長する全国一斉学力学習状況調査は中止を求めること。</p>	<p>文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としている。</p> <p>県教育委員会としては、県内の児童生徒の学力・学習状況が適切に把握でき、質問紙調査などによる学力の向上に役立つ基礎データが得られる調査と考えており、今後もその活用を図っていききたいと考えている。</p>
<p>(10) 一部高校で行われている、暴言が飛び交う応援練習は中止すること。</p>	<p>高校の応援練習は教育課程に位置づけられた学校行事であり、入学当初に集中して校歌や応援歌を覚えるとともに、この行事を通じて当該校の生徒としての一体感を育むことなどを主なねらいとして、多くの学校では4月の放課後の時間を使って実施している。</p> <p>以前は、練習期間が一週間に及んだり、時に上級生からの罵声があがったりして、指導の行き過ぎが心配されたこともあったが、現在は、時間や期間を短縮し、多くの教員の立ち会いの下で実施しており、行き過ぎた指導は厳に慎むよう指導している。</p> <p>上級生が下級生を直接指導することは、今や数少なくなった機会であり、十分な準備をして臨む上級生にとっても、緊張しながら真剣に取り組む下級生にとっても、人間的に成長できる貴重な機会の一つと考えている。</p>
<p>(11) 「教職員評価・育成制度」は中止すること。教育活動に一面的な評価はなじまない。教職員集団の中で教育活動は発展させられるべきで、一面的な評価では教師の力は発揮されない。また、「管理職との面談が有効」としているが、それは必要に応じてなされるべきであって、評価制度の必要論の論拠とはならない。</p>	<p>評価・育成制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項（市町村（学校組合）立学校に勤務する教職員にあっては、地方公務員法第40条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条）の規定に基づき、教職員の勤務成績を評価するとともに、教職員の人材育成及び資質向上により、学校教育の一層の充実を図る目的で実施しているものであり、「教職員評価・育成制度」を中止する考えはない。</p>
<p>(12) 定数内の教職員は、臨時的任用ではなく正規とすること。</p>	<p>教員採用候補者選考試験における採用予定数については、退職者数や児童生徒数の推計を基にした学級数、学校統廃合の予定などを勘案しながら必要数を算出しているところである。今</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>時間勤務の非常勤教員が増えているが、交通費を支給し、学校教育活動全体にかかわれる勤務時間・実態となるよう改善すること。</p>	<p>後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応などに鑑み、学校現場への影響等を考えた場合、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上、やむを得ないものと考えている。非常勤教員の待遇については、条例・規則等に従って現行どおり取り扱っていきたい。</p>
<p>2. 精神障がい者の地域生活を支える「ベストフレンド」への財政支援を、来年度以降も継続すること。</p>	<p>精神障がい者地域移行サポート事業補助金は、精神障がい者を支援する会「ベストフレンド」が実施している地域移行後の精神障がい者を支援する「地域移行サポーター」の養成、相談・外出支援等の活動が軌道に乗るまで支援するために、平成25年度から平成27年度までの3年間交付することとしている。 精神障がい者地域移行サポート事業補助金の今後の取扱いについては、「ベストフレンド」の関係者等からご意見等を伺うこととしている。</p>
<p>3. 県国保連におけるリハビリ診療報酬の査定について 治療時の安静で体が動きにくくなった患者の「廃用症候群」リハビリテーションの診療報酬が、国保連によって、「一律査定」されている可能性がある。27年度の国保連の査定率は全国平均0.232%に対し鳥取県は0.333%と4番目に高く、「リハビリ保険請求の切り下げ」や「リハビリ患者入院受け入れ中止」をする病院が出てきており、患者の医療を受ける権利が奪われる事態となっている。保険診療のルールに基づいて請求しているのに、それを無視した一律査定はあってはならない。実態調査し、改善するよう国保連を指導すること。</p>	<p>県国保連に設置している鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会は、国民健康保険法に定める法定機関であり、公正かつ適正に国の診療報酬の取り扱いに沿って審査すべきものとされている。国保連自体も同審査委員会の審査結果に拘束されるものとされており、従って審査結果について県から国保連に働きかけることはできないものと考えている。 まずは当該医療機関が審査委員会の庶務を行う国保連に対し十分に説明を求めていただきたい。</p>
<p>4. 無料低額診療事業 貧困が進む中、無料低額診療事業が県民の命綱となっている。しかし、院外薬局が対象外であるため、制度の趣旨が生かされず、結果的に命が救えない状況も生まれている。院外薬局を対象とするよう国に求めると同時に、県独自に薬代を支援すること。 各病院に制度を実施するようはたらきかけ、県民にも実施病院を周知すること。</p>	<p>無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備な時代に導入された制度である。その後、国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能となるなど時代にそぐわない面も出てきた。 そもそも当該事業は、国独自の制度であることから、院外処方における薬代を当該事業に含めることについては、まずは国において、低所得者に対する医療の支援策として社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、国への要望及び県独自の支援策は考えていない。 なお、事業の実施及び周知等は、各種要件の充足や費用負担を伴うため、実施するかどうかは事業主体自身が個別に判断するべきものである。</p>
<p>5. 地域振興について 「鳥取県産業振興条例」は、「地方再生」の観点から、地域経済の圧倒的多数を担っている地元中小零細業者対策に焦点</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、県内では小規模事業者が多数を占めることを当然のことと認識したうえで、当時の県議会（特別委員会）において、企業規模や産業分野に応じた細分化をすべきではないことや、金融機関の自主的な融資審査に影響を与えることは好ましくないといった議</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>を当てたものに改善すること。県行政の地元中小零細業者への仕事の発注等（公共事業以外も）、行政の地域貢献度を、一目でわかる表を作成し、公表すること。また金融機関の地元中小企業への貢献の役割を条例に書き込み、具体化を促進すること。</p>	<p>論を経て制定に至ったものであり、現在もこの考え方に変わりはない。</p> <p>なお、小規模事業者対策については、条例の趣旨を踏まえ、県版経営革新制度の創設や県制度融資の拡充など継続的に支援強化に取り組んできたところである。</p> <p>また、金融機関が小規模事業者に果たすべき役割については、監督官庁である金融庁の検査マニュアルにおいて、円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めることが定められているところである。</p>
<p>6. 中海環境修復事業について</p> <p>NPO法人中海再生プロジェクト 中海体験クルージング実行委員会の主催する、中海体験クルージングと中海環境フェアは、今年14回目を迎えた。子どもから大人まで中海の生き物や水質や環境について、展示を通じて身近に「中海をきれいにする」水質浄化の必要性を体験し、考える大事な企画である。これまで県はこの事業に対し補助金を出していたが、今年から補助もなくなり、運営も困難を極め、来年以降の実施は未定である。クルージングも展示も、運営もボランティアで実施され、関係者の粘り強い取り組みで地域に根付いた環境フェアがなくなることは、鳥取県にとっても損失である。中海一斉清掃と同列に中海環境フェアを位置づけ、みんなで中海を考える意識付けにするよう、県も支援すること。</p>	<p>中海環境フェアのような民間主導による普及啓発の取組は、中海の水質浄化、利活用の推進のために重要と考えており、より一層効果的な内容へのリニューアルを期待しているところである。</p> <p>今年度はラムサール条約登録10周年を迎え、県もさらなる普及啓発を進めていることから、平成28年度当初予算で地元自治体の考え方も聴きながら支援のあり方を検討する。</p>